

奈良県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
乾 理菜	もんじゅ訪問鍼灸院奈良院 香芝市高山台一丁目一二―九 シャント高山台B棟二〇一 号室	令和八年八月一日